

横浜市障害者相談支援事業実施要綱

制 定 平成 15 年 4 月 1 日福障福第 502 号（市長決裁）

最近改正 令和 2 年 3 月 12 日健障福第 2985 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 本要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 77 条第 1 項 3 号の規定により実施する横浜市障害者相談支援事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

（対象者）

第 2 条 本事業の対象者は、市域において相談支援を必要とする障害児者及びその家族等とする。

（実施機関）

第 3 条 本事業は、法第 1 条の規定に基づき、関係各法により横浜市が設置する区福祉保健センター、児童相談所、横浜市障害者更生相談所及び横浜市こころの健康相談センター、並びに、別表に掲げる施設等（以下「実施機関」という。）と相互に協力連携を図り実施することとする。

2 本事業の全部又は一部は、前項に規定する実施機関のうち別表に掲げる実施機関の運営法人に委託することができる。

（分類及び役割）

第 4 条 本事業の実施機関の役割は、次のとおりとする。

（1）一次相談支援機関

相談支援の専門職員を配置し、広範な情報提供や相談を行うとともに、個別的な専門性が必要な場合に、二次相談支援機関を含む関係機関と連携を図りケアマネジメントを実施する次に掲げる機関であり、日常的に対象者と関わりをもつ施設や居宅生活サービス事業者等（以下「身近な相談者」という。）と連携を図ることにより、地域生活に関する課題解決や必要なサービスの創設を行う機関

ア 区福祉保健センター

イ 児童相談所

ウ 基幹相談支援センター

エ 横浜市障害児地域療育センター相談部門

オ 横浜市総合リハビリテーションセンター相談部門

カ 就労支援センター

キ 精神障害者生活支援センター

（2）二次相談支援機関

一次相談支援機関と連携を図りながら、原則として、固有の障害についての相談を行う次に掲げる機関であり、家族や関係者の啓発等を含めた研修を行い、身近な相談者や一次相談支援機関職員に対する支援や育成を図る機関

- ア 横浜市障害者更生相談所
- イ 横浜市こころの健康相談センター
- ウ 障害者支援施設（旧 障害者入所施設）
- エ 医療型障害児入所施設（旧 重症心身障害児施設）
- オ 横浜市発達障害者支援センター
- カ 横浜市障害児地域療育センター（一次相談機関対象を除く。）
- キ 横浜市総合リハビリテーションセンター（一次相談機関対象を除く。）
- ク 医療機関
- ケ 横浜市総合保健医療センター
- コ 小児療育相談センター
- カ 学齢後期発達相談室くらす

（事業の範囲）

第5条 本事業の内容は、次の各号に掲げる範囲とする。なお、横浜市発達障害者支援センターについては別に定める。

- (1) 一次相談支援機関が行うもの（基幹相談支援センターを除く）
 - ア 当事者・家族等相談者に対する支援
 - イ 区域の相談支援機能の強化を図るための地域支援
 - ウ その他、法に基づく業務
- (2) 一次相談支援機関のうち基幹相談支援センターが行うもの
 - ア 総合的・専門的な相談支援
 - イ 地域の相談支援体制の強化の取組
 - ウ 地域移行・地域定着の促進の取組
 - エ 権利擁護・虐待の防止
 - オ その他地域の状況に応じた独自の取組
 - カ 地域生活支援拠点機能の整備に向けた取組
- (3) 二次相談支援機関が行うもの
 - ア 情報提供
 - イ 専門的・個別的な相談及び助言
 - ウ ケアマネジメント（一次相談支援機関可能な対象者を除く）
 - エ 地域生活支援（サービス利用、就労の援助・調整、ボランティア育成及び地域啓発）
 - オ 専門技術スキルアップのための研修の実施
 - カ 一次相談支援機関の支援及び援助
 - キ 地域自立支援協議会及びブロック連絡会議等への参加

（事業実施の留意点）

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に留意し、本事業を実施しなければならない。

- (1) 横浜市と緊密な連携を図り事業の円滑な実施に努めること
- (2) 相談受付票を備えて、継続的支援の実施を図ること
- (3) 利用者及び関係者の秘密が守られるよう万全を期して、その業務に関して知り得た秘密を漏らさ

ないこと

(4) 事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談支援技術の向上を図るための研鑽に努めること

2 第3条第2項に基づき本事業を受託する実施機関（以下「本事業を受託する実施機関」という。）は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分し、本事業を実施しなければならない。

（実施内容の届出）

第7条 本事業を受託する実施機関は実施を予定している事業内容を横浜市障害者相談支援事業事業計画書（第1号様式）により、市長に届け出なければならない。

（事業の周知）

第8条 横浜市及び実施機関は、第2条の対象者が本事業を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法等について、積極的に広報活動を行うものとする。

（実施体制の届出）

第9条 本事業を受託する実施機関は、予め、本事業の実施体制を横浜市障害者相談支援事業実施機関組織体制図（第2号様式）、横浜市障害者相談支援事業勤務形態一覧（第3号様式）及び横浜市障害者相談支援担当経歴書（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 本事業を受託する実施機関は、前項の規定により届け出た実施体制に変更が生じた場合に、速やかに市長に届け出なければならない。

（実施状況の報告）

第10条 本事業を受託する実施機関は、事業の実施状況を横浜市障害者相談支援事業実績報告書（第5号様式）により、四半期ごとに市長に報告しなければならない。

（苦情解決）

第11条 実施機関は、第5条の実施事業に関する苦情に対応するために、次の事項を遵守し、その解決に努めなければならない。

- (1) 提供した相談支援等に関する対象者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の措置を講じること
- (2) 提供した相談支援等に関する、横浜市からの文書又はその他の物件の提出、提示若しくは照会に応じるとともに、第2条の対象者からの苦情に関する横浜市等が行う調査に協力するとともに、横浜市等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと

（費用の支弁）

第12条 本事業に要する費用は、予算の範囲内において横浜市が支弁する。

（再委託の禁止）

第13条 本要綱に定める事業の実施については、再委託は認めない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 「ほどがや地域活動ホームゆめ」は、平成 16 年 10 月 1 日より施行する。
- 2 「地域活動ホームどんとこい・みなみ」は、平成 16 年 11 月 1 日より施行する。
- 3 「いそご地域活動ホームいぶき」は平成 16 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 「せや地域活動ホーム太陽」は、平成 17 年 11 月 1 日より施行する。
- 2 「みどり地域活動ホームあおぞら」は、平成 17 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 「東戸塚地域活動ホームひかり」は、平成 18 年 11 月 1 日より施行する。
- 2 「横浜戸塚就労援助センター」は平成 18 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 「地域療育センターあおば」は、平成 19 年 2 月 1 日より施行する。
- 2 「かながわ地域活動ホーム ほのぼの」は、平成 19 年 3 月 1 日より施行する。
- 3 第 3 条第 2 項身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 9 条第 3 項及び第 11 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 10 条及び第 12 条、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 10 条第 1 項並びに障害者自立支援法（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）第 5 条第 17 項第 1 号については、平成 19 年 2 月 1 日より施行する。
- 4 第 3 条横浜市こころの健康相談センター及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条第 2 項、第 4 条第 1 項（1）オ精神障害者生活支援センター及び第 4 条第 1 項（2）及び別表に掲げる精神障害者生活支援センターについては、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 第 5 条第 1 項（1）障害者地域活動ホームの業務内容において、障害種別に関わらず全ての障害児（者）及びその家族等への支援を行う、またケ視覚障害者等情報弱者への手紙等朗読支援及びコ後見的支援を要する障害者の緊急対応等に関する要綱（平成 14 年 6 月 26 日福障福第 269 号）第 3 条に基づく緊急時登録窓口については、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 「精神障害者就労支援センターぱーとなー」は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

2 「地域活動ホーム連」及び「泉区精神障害者生活支援センター芽生え」は、平成 19 年 9 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 7 日から施行し、「横浜市中部就労支援センター」は平成 20 年 1 月 4 日から適用し、その他の事項については平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 28 日から施行し、「横浜市発達障害者支援センター」については、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 6 日から施行し、「地域活動ホームガッツ・びーと 西」については、平成 21 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 17 日から施行し、「あおば地域活動ホームすてっぷ」については、平成 23 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、「中区障害者地域活動ホーム」については、平成 25 年 2 月 1 日から、「中区生活支援センター」については、平成 25 年 3 月 25 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

横浜市障害者相談支援事業実施施設

施設種別	施設名	
基幹相談支援センター	栄区基幹相談支援センター	地域活動ホーム径
	鶴見区基幹相談支援センター	つるみ地域活動ホーム幹
	港北区基幹相談支援センター	しんよこはま地域活動ホーム
	都筑区基幹相談支援センター	つづき地域活動ホームくさぶえ
	港南区基幹相談支援センター	港南中央地域活動ホームそよかぜの家
	泉区基幹相談支援センター	泉地域活動ホームかがやき
	金沢区基幹相談支援センター	金沢地域活動ホームりんごの森
	保土ヶ谷区基幹相談支援センター	ほどがや地域活動ホームゆめ
	南区基幹相談支援センター	地域活動ホームどんとこい・みなみ
	磯子区基幹相談支援センター	いそご地域活動ホームいぶき
	瀬谷区基幹相談支援センター	せや活動ホーム太陽
	緑区基幹相談支援センター	みどり地域活動ホームあおぞら
	戸塚区基幹相談支援センター	東戸塚地域活動ホームひかり
	神奈川区基幹相談支援センター	かながわ地域活動ホーム ほのぼの
	旭区基幹相談支援センター	地域活動ホーム連
	西区基幹相談支援センター	地域活動ホームガッツ・ビーと 西
	青葉区基幹相談支援センター	あおば地域活動ホーム すてっぷ
中区基幹相談支援センター	中区障害者地域活動ホーム	
横浜市総合リハビリテーションセンター	横浜市総合リハビリテーションセンター	
横浜市総合保健医療センター	横浜市総合保健医療センター	
地域療育センター	横浜市南部地域療育センター	
	横浜市戸塚地域療育センター	
	横浜市北部地域療育センター	
	横浜市中部地域療育センター	
	横浜市西部地域療育センター	
	横浜市東部地域療育センター	
	地域療育センターあおば	
よこはま港南地域療育センター		
障害者支援施設 (旧 障害者入所施設)	てらん広場	
	青葉メゾン	
	花みずき	
	光の丘	

医療型障害児入所施設 (旧 重症心身障害児施設)	横浜療育医療センター
医療機関	十愛病院
発達障害者支援センター	横浜市発達障害者支援センター
就労支援センター	横浜東部就労支援センター
	横浜南部就労支援センター
	横浜北部就労支援センター
	横浜西部就労支援センター
	横浜市精神障害者就労支援センターぱーとなー
	横浜戸塚就労支援センター
	横浜中部就労支援センター
	横浜上大岡就労支援センター
精神障害者生活支援センター	神奈川区精神障害者生活支援センター
	栄区精神障害者生活支援センター
	港南区精神障害者生活支援センター
	保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター
	旭区地域生活支援拠点ほっとぽっと
	緑区精神障害者生活支援センター
	磯子区精神障害者生活支援センター
	金沢区精神障害者生活支援センター愛&あい
	泉区精神障害者生活支援センター芽生え
	南区精神障害者生活支援センターサザンウインド
	都筑区精神障害者生活支援センターこころ野
	青葉区精神障害者生活支援センターほっとサロン青葉
	西区精神障害者生活支援センター生活支援センター 西
	港北区生活支援センター
	戸塚区生活支援センター
	瀬谷区生活支援センター
	鶴見区生活支援センター
中区生活支援センター	
学齢後期障害児支援事業実施施設	小児療育相談センター
	学齢後期発達相談室くらす